

事務連絡  
令和7年1月10日

各 都道府県  
市区町村 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

口腔連携強化加算に係るリーフレットについて

令和6年度介護報酬改定により、訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び定期巡回・隨時対応型訪問介護看護において、職員による利用者の口腔の状態の確認によって、歯科専門職による適切な口腔管理の実施につなげる観点から、口腔連携強化加算が新設されました。

口腔連携強化加算は、介護事業所が口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療等について歯科医療機関に相談できる体制を構築するとともに、口腔の健康状態の評価の実施並びに歯科医療機関及び介護支援専門員への情報提供することを評価したものです。

介護事業所において、より一層の要介護高齢者等における効果的・効率的な口腔管理を進めていただけけるよう、別添のとおり口腔連携強化加算に係るリーフレットを作成しましたので、各自治体におかれましては、管内の介護サービス事業所等に周知いただきますよう、よろしくお願いします。